

白河市開発行為の許可申請手続要綱

平成17年白河市告示第85号

改正 平成20年白河市告示第11号
令和3年4月30日要綱第6号
令和6年3月26日要綱第67号
令和7年11月28日要綱第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、開発許可申請等の手続について必要な事項を定めるものとする。

(開発許可申請)

第2条 法第29条第1項の規定による開発許可の申請をしようとする者は、開発許可申請書（第1号様式）に別表第1に定める様式（第2号様式から第8号様式まで）及び同表による図書を添付して、市長に2部（1部は当該書類を提出した者に返戻。以下同じ。）提出しなければならない。

(開発行為の協議)

第2条の2 法第34条の2の規定による開発行為の協議をしようとする者は、開発行為協議書（第1号の2様式）に別表第1による図書を添付して、市長に2部提出しなければならない。

(宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要する規模の開発行為を行う場合の申請)

第2条の3 法第29条第1項の規定による開発許可の申請又は法第34条の2の規定による開発行為の協議をしようとする者は、当該許可申請等に係る工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものである場合、それぞれ前2条で定めるもののほか、宅地造成及び特定盛土等に関する概要書（第1号の3様式）を提出しなければならない。

(工事着手届)

第3条 開発許可（法第34条の2の規定による協議が成立した場合を含む。以下同じ。）を受けた者が当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（第9号様式）に工事工程表を添付して、市長に2部提出しなければならない。

（開発標識の掲示）

第4条 開発許可を受けた者は、当該開発区域内の見やすい場所に開発標識を当該工事に着手する日から完了するまでの間掲示しておかななければならない。

（災害等発生届）

第5条 開発許可を受けた者は、工事施行に当たって災害等が発生したときは、災害等発生届（第10号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 現況図
- (2) 現況写真
- (3) 状況を把握するのに必要な図書

（報告書）

第6条 開発許可を受けた者は、工事施行中、当初の予想と著しく相違した土質地盤に遭遇したときは、予想外地盤報告書（第11号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 現況図
- (2) 造成計画平面図等状況を把握するのに必要な図書

（工事施行状況）

第7条 開発許可を受けた者は、工事の施行状況について写真、資料等を常に整備し、市長より指示のあった場合又は必要に応じて報告を行わなければならない。

（変更許可申請）

第8条 法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可の申請をしようとする者は、開発行為変更許可申請書（第12号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 変更前後対照表（第13号様式）
- (2) 工事の施行状況を記載した図書
- (3) 変更に係る新旧対照図及び必要となる図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

（開発行為の変更協議）

第8条の2 法第35条の2第4項で準用する法第34条の2第1項の規定による開発行為の変更の協議をしようとする者は、開発行為変更協議書（第14号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 変更前後対照表（第13号様式）
- (2) 工事の施行状況を記載した図書
- (3) 変更に係る新旧対照図及び必要となる図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

（変更届）

第9条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更を届け出ようとする者は、遅滞なく開発行為変更届出書（第15号様式）に当該変更に係る図書（別表第1による）を添付して、市長に2部提出しなければならない。

（工事完了届）

第10条 法第36条第1項の規定による開発許可に関する工事の完了を届け出ようとする者は、工事完了届出書（第16号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 工事完了図書（出来高図及び出来高一覧表）
- (2) 地積測量図
- (3) 写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）
- (4) その他市長が必要と認める図書

（公共施設工事完了届）

第10条の2 法第36条第1項の規定による開発許可に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了を届け出ようとする者は、公共施設工事完了届出書（第17号様式）に次の書類を添付して、公共施設管理予定者に2部提出しなければならない。

- (1) 公共施設工事完了図書（出来高図及び出来高一覧表）
- (2) 新旧公共施設地積測量図
- (3) 写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）
- (4) その他市長が必要と認める図書

（工事完了公告前の建築等承認申請）

第11条 法第37条第1号の規定による工事完了公告前の建築等の承認申請をしようとする者は、工事完了公告前の建築等承認申請書（第18号様式）に次の書

類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 現況図又は現況写真
 - (2) 建物配置図及び建築物立平面図
 - (3) その他市長が必要と認める図書
- (工事廃止届)

第12条 法第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止を届け出ようとする者は、開発行為に関する工事の廃止届出書(第19号様式)に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 工事を廃止した理由書
 - (2) 廃止時における当該土地の状況を表した図書
 - (3) 廃止に伴う措置状況を表した図書
 - (4) その他市長が必要と認める図書
- (公共施設の費用負担協議)

第13条 法第40条第3項の規定に基づき、令で定める主要な公共施設等の帰属に係る費用負担を市に求めようとする者は、工事完了公告の日から3箇月以内に、費用負担の協議申請書(第20号様式)を、市長に2部提出しなければならない。

(建築物の特例許可申請)

第14条 法第41条第2項ただし書の規定による建築物の形態制限の解除許可の申請をしようとする者は、建築物の特例許可申請書(第21号様式)に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 建築しなければならない理由書
 - (2) 付近見取図
 - (3) 現況図又は現況写真
 - (4) 建物配置図及び建築物立平面図
 - (5) その他市長が必要と認める図書
- (予定建築物以外の建築等許可申請)

第15条 法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物以外の建築等の許可を申請しようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第22号様式)に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 建築しなければならない理由書
- (2) 付近見取図

- (3) 現況図又は現況写真
- (4) 建物配置図及び建築物立平面図
- (5) その他市長が必要と認める図書
(予定建築物以外の建築等協議)

第16条 国又は県は、法第42条第2項の規定による協議を行うときは、予定建築物等以外の建築等協議書（第23号様式）に前条の書類を添付して、市長に2部提出するものとする。

(建築標識の掲示)

第17条 第11条、第14条及び第15条の許可等を受けた者は、建築現場の見やすい場所に建築標識を当該工事に着手する日から完了するまでの間掲示しておかなければならない。

(特定承継の承認申請)

第18条 法第45条の規定による地位の承継の承認申請をしようとする者は、地位の承継承認申請書（第24号様式）に次の書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

- (1) 土地の所有権、工事施行に関する権原を取得したことを証する書類
- (2) 承継人が法人の場合には、法人の登記事項証明書
- (3) 承継人の資力及び信用に係る調書として、申請者の資力信用調書（第7号様式）（自己居住用及び1ヘクタール未満の自己業務用を除く。）
- (4) 承継人の納税証明書（自己居住用及び1ヘクタール未満の自己業務用を除く。）

(開発行為又は建築行為に関する証明)

第19条 省令第60条の規定による証明書の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（第25号様式）に建築確認申請書の写し及び法の規定に適合していることを確認できる書類を添付し、市長に2部提出しなければならない。

(手数料)

第21条 開発許可等の申請をしようとする者は、白河市手数料条例（平成17年白河市条例第75号）に定める額を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の白河市開発行為の許可申請手続要綱（平成15年3月31日白河市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年11月30日から適用する。

附 則（令和3年4月30日要綱第6号）

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

附 則（令和6年3月26日要綱第67号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年11月28日要綱第51号）

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別表第1（第2条、第2条の2、第9条関係）

開発許可申請添付図書一覧

〈書面〉

（※印は要綱で様式が定められているもの）

添付順序	図書の名称	法令	明示すべき事項	注意事項
1	設計説明書 （※第2号様式）	省令—16—2	開発の目的、必要性等を簡述すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・工区に分割したときは、工区別の内訳表を作成すること。 ・自己居住用の開発行為の場合、当該図書は不要。
2	宅地造成及び特定盛土等に関する概要書 （※第1号の3様式）	法—33—7		<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要する規模の場合は作成すること。
3	開発行為同意書 （※第3号様式） ①公図の写し ②土地の登記事項証明書 ③同意書	省令—17—1—（3）	<ul style="list-style-type: none"> ①開発区域を朱線で明示すること。 ②権利の種別（所有権、地上権、地役権、抵当権、賃貸権等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局名、方位、縮尺転写月日を明記し、転写者が記名すること。 ・開発区域若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地又は建築物等につき権利を有する者の同意を得ること。 ・同意者の印鑑証明書を添付すること。
4	公共施設管理者同意書	法—30—2		<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得ること。 （例：道路管理者、河川管理者、農業用水路管理者等）
5	公共施設管理予定者との協議一覧表 （※第4号様式）	法—30—2		<ul style="list-style-type: none"> ・新たに設置される公共施設を管理することになる者と協議すること（上記のほか、20ヘクタール以上の開発行為については義務教育施設の設置義務者及び水道事業者と、40ヘクタール以上にあつては一般電気事業者、ガス事業者、地方鉄道事業者及び軌道経営者と、それぞれ協議すること）。

				<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設管理予定者との協議経過書（写し）を添付すること。
6	設計者の資格に関する申告書 （※第5号様式）	省令一17-1-（4）	省令一19-1各号の資格要件を満たすこと	<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の書類を添付すること。 ①最終学校卒業証明書等 ②資格を証する書類の写し等 ・1ヘクタール未満の開発行為の場合、当該図書は不要。（注1）
7	資金計画書 （※第6号様式）	省令一15-（4）		<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の書類を添付すること。 ①預金残高証明書 ②融資証明書等 ・自己居住用及び1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合、当該図書は不要。（注2）
8	申請者の資力信用調書 （※第7号様式）	法一33-1-（12）		<ul style="list-style-type: none"> ・次の①から④までの書類を添付すること。 ①登記事項証明書（法人の場合） ②住民票の写し又は個人番号カードの写し等（個人の場合） ③納税証明書（法人税又は所得税及び事業税） ④暴力団員等に該当しないことの誓約書（※第7号の2様式） ・自己居住用及び1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合、当該図書は不要。（注2）
9	工事施行者の工事能力調書 （※第8号様式）	法一33-1-（13）		<ul style="list-style-type: none"> ・次の①、②の書類を添付すること。 ①登記事項証明書 ②建設業許可証明書又は建設業許可書の写し ・自己居住用及び1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合、当該図書は不要。（注2）

--	--	--	--	--

注1) 添付順序6の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものであり、かつ、「高さが5mを超える擁壁の設置」若しくは「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」をする場合は、1ha未満の場合であっても提出が必要となる。その場合、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条で規定する資格要件を満たすことを証する書類が必要となる。

注2) 添付順序7～9の図書については、許可申請等に係る開発行為が宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する規模のものである場合は、A又はB(1ha未満)の場合であっても提出が必要となる。

〈図面等〉

添付 順序	図書の 名称	縮尺	法令	明示すべき事項	注意事項
1	開発区域 位置図	$\frac{1}{50,000}$ 以上	省令一17 — 1 — (1) 省令一17 — 2	①開発区域の位置 ②主要交通機関からの 経路及び名称 ③主要道路の名称 ④排水先の河川への経 路及び名称 ⑤周辺の都市施設	・ 1 / 15,000の都市 計画総括図のある 区域はそれによる こと。
2	開発区域 区域図	$\frac{1}{2,500}$ 以上	省令一17 — 1 — (2) 省令一17 — 3	①開発区域、都道府県 界、市町村界、町又は 字界 ②土地の地番及び形状	・ 都市計画区域につ いては、都市計画 基本図によるこ と。 ・ 開発区域は朱線で 明示すること（以 下の図面も同 じ。）。
3	現況図	$\frac{1}{2,500}$ 以上	省令一16 — 4	①地形（標高差を示す等 高線、建築物及び既存 擁壁等の工作物の位 置及び形状） ②開発区域の境界 ③開発区域及び開発区 域の周辺の公共施設 （道路、公園、緑地、 広場、河川、水路、取 水施設その他公共施 設並びに官公署、文教 施設その他公益施設 の位置及び形状、道路 の幅員、道路交差点の 地盤高、河川又は水路 の幅員） ④令第28条の2第1号 に規定する樹木又は 樹木の集団の状況（位 置） ⑤令第28条の2第2号 に規定する切土又は 盛土を行う部分の表 土の状況（位置）	・ 等高線は2メート ルの標高差を示す ものであること。 ・ 樹木若しくは樹木 の集団又は表土の 状況にあつては、 規模が1ヘクター ル以上の開発行 為について記載す ること。
4	求積図	$\frac{1}{500}$ 以上		①開発区域求積図 ②新旧公共施設求積図 ③区画割求積図	・ 求積方法は三斜法 等として算式も明 示すること。

5	土地利用 計画図	<u>1</u> 1,000 以上	省令—16 —4	<p>①開発区域の境界</p> <p>②公共施設の位置及び形状（公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及びさく又はへの位置、開発区域外の道路の位置、形状及び幅員、排水施設の位置、形状及び水の流れの方向、都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称、消防水利、河川その他の公共施設の位置及び形状並びに遊水池（調整池）の位置及び形状（多目的利用の場合にあつては、専用部分と多目的利用の区分）</p> <p>③予定建築物等の敷地の形状及び面積</p> <p>④敷地に係る予定建築物等の用途</p> <p>⑤公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</p> <p>⑥樹木又は樹木の集団の位置</p> <p>⑦緩衝帯の位置、形状及び幅員</p> <p>⑧法面（がけを含む。）の位置及び形状並びに擁壁の位置及び種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・凡例ごとに着色するのが望ましい。
6	造成計画 平面図	<u>1</u> 1,000 以上	省令—16 —4	<p>①開発区域の境界</p> <p>②切土又は盛土をする土地の部分</p> <p>③擁壁の位置、種類及び高さ並びに法面（がけを含む。）の位置及び形状</p> <p>④道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高</p> <p>⑤遊水池（調整池）の位置及び形状</p> <p>⑥予定建築物等の敷地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。 ・現況図を利用して作成すること。

				の形状及び計画高	
7	造成計画断面図	<u>1</u> 1,000 以上	省令—16 —4	①開発区域の境界 ②切土又は盛土をする前後の地盤面 ③計画地盤高	・高低差の著しい箇所について作成すること。
8	がけの断面図	<u>1</u> 50以上	省令—16 —4	①がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ) ②切土又は盛土をする前の地盤面 ③小段の位置及び幅 ④がけ面の保護の方法(石張り、張り芝、モルタル吹きつけ等)	・切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超えるがけについて作成すること。
9	擁壁の構造図	<u>1</u> 50以上	省令—16 —4	①擁壁の寸法及び勾配 ②擁壁の材料の種類及び寸法 ③裏込めコンクリートの寸法 ④透水路の位置及び寸法 ⑤擁壁を設置する前後の地盤面 ⑥基礎地盤の土質 ⑦基礎くい位置、材料及寸法 ⑧展開図	・鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要
10	排水施設計画平面図	<u>1</u> 500以上	省令—16 —4	①開発区域の境界 ②排水区域の区域界 ③遊水池(調整池)の位置及び形状 ④都市計画に定められた排水施設の位置、形状及び名称 ⑤道路側溝その他の排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 ⑥排水管の勾配及び管	・集水区域を明示のこと。

				径 ⑦人孔の位置及び人孔間距離 ⑧水の流れの方向 ⑨吐口の位置 ⑩放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 ⑪予定建築物等の敷地の形状及び計画等 ⑫道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高 ⑬法面（がけを含む。）又は擁壁の位置及び形状	
11	排水施設構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	法—33—1—3 令—26	①排水施設構造詳細図 ②開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水枡吐口等	
12	流末水路構造図	$\frac{1}{50}$ 以上	法—33—1—3 令—26	①放流先の水路及び河川の構造詳細図（常水面も表示のこと。） ②放流口の排水施設の構造詳細図	・遊水池等の場合はその構造
13	道路横断面図	$\frac{1}{100}$ 以上	令—25—2～25—5	①路面及び路盤の詳細 ②道路側溝の位置、形状及び寸法 ③雨水枡及び取付管の形状 ④埋設管の位置、勾配、形状及び人孔の形状 ⑤道路横断勾配 ⑥幅員	・道路、幅員、構造別に表示すること。
14	道路縦断面図	$\frac{1}{500}$ 以上	省令—24—1—3	①測点及び勾配 ②計画等及び地盤高 ③単距離及び追加距離 ④道路記号 ⑤基準線	・幹線街路及び主要区画街路について作成すること。
15	防災工事計画平面図	$\frac{1}{1,000}$ 以上	令—26—2	①地形（等高線等） ②計画道路路線 ③防災施設の位置、形状、寸法及び名称 ④段切位置 ⑤表土除却位置	・開発区域が10ヘクタール以上の場合には、防災設計図を別途作成すること。

				<ul style="list-style-type: none"> ⑥へドロ除却位置及び除却深さ ⑦流土計画 ⑧工事中の雨水及び排水系路 ⑨防災施設の設置時期及び期間 	
16	防災施設 構造図	<u>1</u> 50以上	令—26— 2	・防災施設構造詳細図	・防災調節池、調整池、沈砂池等防災施設について作成すること。
17	給水施設 計画平面 図	<u>1</u> 500以上	省令—16 —4	<ul style="list-style-type: none"> ①給水施設の位置、形状及び内のり寸法 ②取水の方法 ③消火栓の位置 ④予定建築物等の敷地の形状及び計画高 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。 ・自己居住用の開発行為の場合、当該図書は不要。
18	下水道縦 断図	<u>1</u> 500以上	令—26— 2	<ul style="list-style-type: none"> ①人孔の種類、形状、位置、間隔 ②配水管の勾配、管径、土被、管低高 ③地盤高及び計画地盤高 	・道路縦断図と兼ねてもよい。
19	電気施設 等計画平 面図	<u>1</u> 500以上	省令—20 の2	・電柱、電話柱等の位置及び配線並びにガス基地の位置及び配管	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱は道路面に設置しないこと。 ・電気供給者、NTT及びガス供給者と協議の上作成すること。 ・自己居住用の開発行為の場合、当該図書は不要。
20	構造計算 書		省令—27		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他橋梁等の構造物を設置するとき。 ・国土交通省及び福島県の図集使用のときはその写し
21	安定計算 書		省令—27		・擁壁で保護しないがけ等について作成すること。

22	水理計算書		令—26		<ul style="list-style-type: none"> 排水施設、下水道施設、防災施設等について作成すること。
23	工程表				<ul style="list-style-type: none"> 梅雨期に係る工事については、特に詳細に記入すること。 自己居住用の開発行為の場合、当該図書は不要。
24	予定建築物等の立面及び平面図	<u>1</u> 100以上	法—33— 1—1	・建築物等の用途	
25	その他の公共、公益施設計画平面図	<u>1</u> 100以上	法—33— 1—2		<ul style="list-style-type: none"> 公園、造成緑地等について作成すること。 自己居住用の開発行為の場合、当該図書は不要。
26	仕様書				<ul style="list-style-type: none"> 開発区域が10ヘクタール以上の場合は、必ず添付すること。10ヘクタール未満の場合は、必要に応じ添付させることがある。
27	その他必要に応じ指示する図書				<ul style="list-style-type: none"> 残土処理場等

※申請図書の凡例については、付表によります。

名称	記号	名称	記号	名称	記号	
開発区域境界線		雨水管渠		雨水角形入孔		
工区境界		汚水管渠		汚水管渠		
街区番号		合流管渠		河川		
宅地番号		既設管渠		法面		
公共公益用地		橋断管渠		開知ブロック積置壁		
造成計画高		暗渠	円形	⊙ 内径	重力式擁壁	
敷地面積			馬蹄形	⊖ 巾×高さ	R C 擁壁	
B	TBMH=10,000		矩形	□ 巾×高さ	給水管	
位置			卵形	▽ 呼び名	制水弁	
高さ		開渠	U形側溝及び寸法		消防水利施設	消火栓、防火水槽は実在の形の形にする
道路番号及び幅員			L形側溝及び寸法		階段	
勾配延長	$i=3.0\%$ $ℓ=30.00$		Lu形側溝及び寸法		ガードレール	
変化点			グレーチング側溝		ガードフェンス	
管番号	雨水 ●		その他開渠		落石防護柵	
管径	○ $i=L$	例		車止め	可動式又は固定式	
勾配	汚水 ● $i=L$				雨水円形入孔	○
管延長	□ $i=L$	汚水円形入孔	●	緩衝帯		
流水方向						

第1号様式（第2条関係）

開 発 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

白河市長

年 月 日

住 所
許可申請者
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発行為に含まれる 地 域 の 名 称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の 用 途 及 び 面 積	用途	m ²
	4 工事施行者の住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に 供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 その他必要な事項		

申請代理者 住 所 氏 名	
------------------	--

電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

- (注) 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 担当者の電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第1号の2様式（第2条の2関係）

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為の協議をします。

白河市長

年 月 日

住 所
協議者
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1	開発行為に含まれる 地 域 の 名 称		
	2	開発区域の地目及び面積	地目	m ²
	3	予 定 建 築 物 等 の 用 途 及 び 面 積	用途	m ²
	4	工事施行者の住所氏名		
	5	工事着手予定年月日	年 月 日	
	6	工事完了予定年月日	年 月 日	
	7	自己の居住又は業務の用に 供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8	そ の 他 必 要 な 事 項		

電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

- (注) 1 協議者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 担当者の電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- 3 「工事施行者の住所氏名」の欄には、事業者が決定していない場合は、その理由を記載すること。
- 4 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

第1号の3様式（第2条の3関係）

宅地造成及び特定盛土等に関する概要書

1	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)			
2	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
3	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
4 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					
リ 工事中の危害防止 のための措置					
ヌ その他の措置					
<p>[注意]</p> <p>1 1欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>2 2欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>3 3欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p>					

第2号様式(第2条関係)

(表)

設 計 説 明 書

							設計者 住所氏名	
開発区域に含まれる 地域の名称							申請者 住所氏名	
設計の 方針	開発の目的							
	基本方針							
開 発 区 域 の 現 況	地 域	非線引都市計画区域				ア. 宅地造成等工事規制区域 イ. 特定盛土等規制区域		
		用途地域()				その他()		
	<input type="checkbox"/> 工区	<input type="checkbox"/> 地目	宅 地	農 地	山 林	里道水路等	そ の 他	合 計
	第1工区		m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()
	第2工区							
	合 計		()	()	()	()	()	(100)
	現 況 説 明 (地形地質等) 及 び 措 置							
土 地 の 利 用 計 画		宅 地	公共施設用地	公益施設用地	そ の 他		合 計	
	第1工区	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()	m ² % ()		m ² % ()	
	第2工区							
	合 計	()	()	()	()		(100)	
公 共 施 設 計 画 の 画	公共施設	道 路	公 園	緑 地			合 計	
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()		()	
	管理 者							
公 配 施 設 計 画	施設 名							
	面積 m ²							
	比率 %	()	()	()	()		()	
給 水 施 設	ア 公営水道 イ 簡易水道 ウ 専用水道 エ その他							
消 防 水 利 施 設	ア 消火栓(箇所) イ 貯水槽 基(m ²)							
区 画 数	()区画 計画人口 人							

(裏)

宅地明細表(住宅用地及び公益施設用地)

街区番号	面積	住宅等の敷地数	戸当平均面積	予定建築物等	番号	面積	予定建築物等
	m ²	区画	m ²			m ²	
住宅用地計					公益施設計		

(最小区画面積 m²)
(最大区画面積 m²)

道路明細表

番号	幅員	延長	面積	管理者	用地の帰属	備考
	m	m	m ²			
法部分						
計						

公園等明細表

番号	面積	管理者	用地の帰属	備考
	m ²			
計				

設 計 説 明 書 記 載 例

○設計の方針

住区街区の構成

開発区域は全体でおおむね1近隣分区を構成する計画である。

開発区域は中央部の幅員9メートルの道路によって区域外の都市計画街路〇〇線と連絡し、また幅員6～8メートルの区画街路によって30街区に分割する。1街区は平均20戸の独立住宅用地に分割し、各敷地の平均規模は250平方メートルとする。

公益的施設の整備方針

開発区域の中央付近に区域内の居住者の利便を図るため、1.2ヘクタールのセンター部分を取り、ここに購買施設、医療施設及び幼稚園の用地を確保し、当該目的で建築を行う予定者を特定して譲渡する。購買施設は開発者が建築し、譲渡する。

学校は開発区域より約1.2キロメートル東南にある〇〇小学校を利用するものとする。

○開発区域内の土地の現況

	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
	m ² %				%
第1工区	0 (0)	18,141 (34.1)	32,080 (60.3)	2,979 (0.6)	53,200 (100)
第2工区	0 (0)	8,970 (17.2)	42,296 (81.1)	887 (1.7)	52,153 (100)
第3工区	0 (0)	20,201 (50.1)	12,177 (30.2)	7,943 (19.7)	40,321 (100)
第4工区	0 (0)	1,725 (3.1)	52,962 (95.2)	945 (1.7)	55,632 (100)
合 計	0 (0)	49,037 (24.4)	139,515 (69.3)	12,754 (6.3)	201,306m ²

(参考)

街区番号	面 積	住宅等の敷地数	戸当平均面積	予 定 建 築 物 の 用 途 等
1	2,400m ²	10区画	240m ² /戸	独立住宅
2	3,036	12	253	独立住宅
3	2,760	12	230	独立住宅
4	2,816	11	256	独立住宅
5	3,216	12	268	:
:	:	:	:	:
住宅用地計	131,453	525	250	:
:	:			
:	:			
合 計	143,330			住宅用地及び公益的施設用地の合計

○公共施設の整備計画

道路

番 号	幅 員	延 長	面 積	管 理 者	用地の帰属	備 考
1—1	9.0m	356.2m	3,205.8m ²	白 河 市	白 河 市	
2—1	8.0	256.3	2,050.4	白 河 市	白 河 市	
2—1	8.0	172.0	1,376.0	白 河 市	白 河 市	
:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	
法部分	—	—	7,810.0			
合 計	—	—	39,254.0			

公園等

番 号	面 積	管 理 者	用地の帰属	備 考
1	6,440m ²	白 河 市	白 河 市	○ ○ 公 園
2	2,201	白 河 市	白 河 市	緑 地
3	2,230	白 河 市	白 河 市	緑 地
合 計	10,871			

排水施設

開発区域内は分流式とし、汚水は白河市公共下水道に排出する。雨水は、開発区域内の既存の水路を改修し、一部をこれに放流するとともに、別に○○川に放流する。なお、排水施設は、白河市公共下水道として白河市が管理するものとする。

管渠きよの断面、勾配こう等は別掲

第3号様式（第2条関係）

開 発 行 為 同 意 書

の施行に係る開発行為については異議なく、その施行について
同意します。

なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があっても異議ありません。

1 土地関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係

2 工作物の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係

- (注) 1 「権利の種別欄」には、所有権、地上権、抵当権、賃貸権等の種別を記入すること。
 2 同意者の印鑑証明書を添付すること。
 3 法第34条の2第1項の規定による協議にあつては、同意状況を説明できる書類をもって、代えることができるものとする。(未同意者については、同意の見通しを説明できる書類を添付すること。)

第4号様式（第2条関係）

公共施設管理予定者との協議一覧表

年 月 日

白河市長

住所
申請者
氏名



（ ）で行う都市計画法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、同法第32条第2項の規定により、当該公共施設等を管理することとなる者と下記のとおり協議しました。

記

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員・寸法	延長	面積	
道路施設				
河川及び水路施設				
公園、緑地及び広場				
排水及び下水道				
水道施設				

- (注) 1 公共施設管理予定者ごとの協議経過書を添付すること。
 2 上記協議以外にも、農業用排水施設、溜池施設等についても記載すること。

第5号様式（第2条関係）

設計者の資格に関する申告書

設計者の氏名 及び生年月日	年 月 日生		省令第19条 の該当号	第1号 イ、ロ、ハ、ニ、 ホ、ヘ、ト		
現住所				第2号		
勤務先の所在地 及び名称	電話					
最終学歴	学校名	年 月 日 卒業・中退 学科名	修業年数			
資格免許等	名称	(ア) 一般建築士	(イ) 技 術 士	(ウ)		
	登録番号等	第 号	() 部門 第 号			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日			
宅実 地 開 発 に 関 する 歴	工 事 及 び 実 務 の 内 容		実 務 に 従 事 し た 期 間		期間合計	
			年 月 から 年 月 まで(年 月)		年 月	
			年 月 から 年 月 まで(年 月)			
			年 月 から 年 月 まで(年 月)			
二行設 十以計 ヘ上経 ヘク関 タ開歴 一発す 一発る	事業主名及び工事の名称		場 所	面 積	時 期	職務の内容
				ha		
その他必要な事項						
※審 (適・否) 査	白河市長 年 月 日 上記のとおり相違ありません。 申告者氏名					

- (注) 1 ※印欄は、記入しないこと。
 2 この申告書は、面積1ヘクタール未満は不要
 3 卒業証明書又は免許等の写しを添付すること。

第6号様式(第2条関係)

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位：千円)

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入	
	宅 地 処 分 収 入	
	○ ○ ○	
	補 助 負 担 金	
	○ ○ ○	
	計	
支 出	用 地 費	
	工 事 費	
	整 地 工 事 費	
	道 路 工 事 費	
	排 水 施 設 工 事 費	
	給 水 施 設 工 事 費	
	○ ○ ○	
	附 帯 工 事 費	
	事 務 費	
	借 入 金 利 息	
○ ○ ○		
	計	

2 年度別資金計画

(単位：千円)

科 目		年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
		年度	年度	年度	年度	年度
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 費					
	○ ○ ○					
	借 入 償 還 金					
○ ○ ○						
	計					
收 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	○ ○ ○					
	処 分 収 入					
	宅 地 処 分 収 入					
	○ ○ ○					
	補 助 負 担 金					
○ ○ ○						
○ ○ ○						
	計					
借 入 金 の 借 入 先						

第7号様式（第2条、第18条関係）

申請者の資力信用調書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所
申請者
氏名

概要	設立年月日		資本金		千円
	法令による許可等				
	従業員数	人（うち土木建築関係技術者 人）			
	前年度事業量		千円	資産総額	千円
	前年度納税額	法人税又は所得税 千円、事業税 千円			
	主たる取引金融機関				
工事管理者住所氏名					
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴、その他
宅地造成経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	施行面積	着工年月
				m ²	

- (注) 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による許可等欄は、宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業許可等について記入すること。
- 3 法人税又は所得税及び事業税の納税証明書、法人の登記事項証明書、暴力団員等に該当しないことの誓約書を添付すること。

第7号の2様式（第2条関係）

暴力団員等に該当しないことの誓約書

白河市長

年 月 日

（開発許可申請者）住 所
氏 名

上記の申請者は、下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、都市計画法第29条第1項の規定に基づく許可に係る、白河市長が行う一切の処分に対し、不服申し立て及び損害賠償請求を行いません。

なお、本誓約の内容について、必要に応じて市が福島県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 2 （法人の場合）役員のうち、1に該当する者はありません。
- 3 暴力団員等が申請者の事業活動を支配していません。
- 4 その他、申請者（法人の場合はその役員）は福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）及び福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）に違反していません。

第8号様式（第2条関係）

工事施行者の工事能力調書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所

施行者

氏名

開発行為者住所氏名							
法令による 許可等					設 立 年 月 日		
					資 本 金		
					主たる取引金融機関		
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
従業者数	事 務 人	技 術 人	労 務 人	計 人	前年 度納 税額	法人税又は所得税	事業税
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名		年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
宅 地 造 成 工 事 施 行 経 歴	注 文 主 名	元請及び下請の別	工 事 施 行 場 所		面 積	完 成 年 月 日	
					m ²		

- (注) 1 施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事施行者の登記事項証明書及び建設業許可証明書又は建設業許可書の写しを添付のこと。
- 3 法令による許可等については、建設業法による建設業者許可について記入すること。

第9号様式（第3条関係）

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

白河市長

住所
氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記のとおり工事に着手したので届け出ます。

記

許 可 年 月 日	年 月 日 第 号
開 発 区 域 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 施 行 者	住 所
	氏 名 電話
現 場 管 理 者	住 所
	氏 名 電話
※ 受 付 及 び 処 理 欄	

- (注) 1 届出者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。
3 工事工程表を添付すること。

第10号様式（第5条関係）

災 害 等 発 生 届

年 月 日

白河市長

住所
氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記の事項を届け出ます。

記

開 発 許 可 番 号	年 月 日 指 令 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
発生した事項	
発生した位置	
災害等の状況	
応急措置等の状況	

- (注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 現況図（発生位置表示）、現況写真及び状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

第11号様式（第6条関係）

予想外地盤報告書

年 月 日

白河市長

住所

氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記の事項について報告します。

記

開発許可番号	年 月 日 指令 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
遭遇した地盤の位置	
当初に想定した地盤の性状	
遭遇した地盤の性状等	
対応の方針等	

- (注) 1 報告者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 現況図（遭遇位置表示）、造成計画平面図等状況を把握するのに必要な図書を添付すること。

第12号様式（第8条関係）

開発行為変更許可申請書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 白河市長 年 月 日 住 所 許可申請者 氏 名			
開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 行 為 の 概 要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の地目及び面積	m ²
	3	予定建築物等の用途及び面積	m ²
	4	工事施行者の住所氏名	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務） その他
	8	その他必要な事項	
申請代理者 住 所			
氏 名			
電 話 番 号			
メ ー ル ア ド レ ス			

- (注) 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 担当者の電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 「変更前後対照表」を添付すること。
- 5 工事の施行状況を記載した図書を添付すること。

第13号様式(第8条、第8条の2関係)

変更前後対照表(開発行為変更概要書)

1 開発区域の変更

	変 更 前	変 更 後	変 更 す る 理 由
地 域 の 名 称			
面積	m ²	m ²	

2 設計内容の変更

変更前の設計の内容	変更後の設計の内容	変 更 す る 理 由	図面番号及び図面 内の変更箇所番号

第14号様式（第8条の2関係）

開発行為変更協議書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の協議をします。

白河市長

年 月 日

住 所
協議者
氏 名

開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の用途及び面積	用途	m ²
	4 工事施行者の住所氏名		
	5 工事着手予定年月日	年 月 日	
	6 工事完了予定年月日	年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己用（居住・業務）	その他
	8 その他必要な事項		

電話番号	
メールアドレス	

- (注) 1 協議者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 担当者の電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- 3 「その他必要な事項」欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 「変更前後対照表」を添付すること。
- 5 工事の施行状況を記載した図書を添付すること。

第15号様式（第9条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

許可年月日・番号		年 月 日 第 号	
変 更 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地域の名称		
	2 開発区域の地目及び面積	地目	m ²
	3 予定建築物等の 用途及び面積	用途	m ²
	4 変更内容及び理由		

(注) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第16号様式（第10条関係）

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

3 添付図書

①工事完了図書（出来高図及び出来高一覧表）

②地積測量図

③写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）

④その他市長が必要と認める図書

参 考

出 来 高 一 覧 表

工 種 分 類	設 計 値	竣 工 値	検 測 値
〇〇道路 : :	幅員 m 延長 m : :	m m : :	
〇〇擁壁工 : :	寸法 mm× mm : :	mm× mm : :	
〇〇側溝 : :	寸法 mm× mm× mm : :	mm× mm× mm : :	
〇〇公園・緑地 : :	植栽 本 : :	本 : :	

※ ^{しゅん} 竣工図等に記載している工種別の設計値と^{しゅん} 竣工値を対照できるよう一覧にまとめること。

参考までに図示しているが、様式は、任意とする。

検測値の欄は、工事完了検査時に検査員が記入するので空欄としておくこと。

第17号様式（第10条の2関係）

公共施設工事完了届出書

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号
※工事完了公告年月日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 3 添付図書
- ①工事完了図書（出来高図及び出来高一覧表）
 - ②地積測量図
 - ③写真（工事施行前後及び工事施行中のもの）
 - ④その他市長が必要と認める図書

第18号様式（第11条関係）

工事完了公告前の建築等承認申請書

年 月 日

白河市長

住所
承認申請者
氏名

都市計画法第37条第1号の規定により開発行為に関する工事の完了公告前の建築等を承認されたく申請します。

記

開発許可の概要	1	開発許可を受けた者の住所及び氏名	
	2	許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	3	開発区域に含まれる地域の名称	
建築の概要	1	建築等しようとする土地の所在及び面積	
	2	建築物等の構造及び規模	
	3	建築物等の用途	
申請の理由			

(注) 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 建物配置図
- 2 建物立平面図
- 3 現況図又は現況写真

第19号様式（第12条関係）

開発行為に関する工事の廃止届出書

年 月 日

白河市長

住所
届出者
氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 開発行為に関する工事を廃止した年月日	年 月 日
3 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の名称	
4 開発行為に関する工事の廃止に係る地域の面積	m ²

- (注) 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事を廃止する理由書を添付すること。
- 3 廃止時における土地の状況を表した図書を添付すること。
- 4 廃止に伴う措置状況を表した図書を添付すること。

第20号様式（第13条関係）

費用負担の協議申請書

年 月 日

白河市長

住所
協議申請者
氏名

都市計画法第40条第3項の規定により、公共施設の用に供する土地の帰属に伴い、下記のとおり費用の負担について協議を申し出ます。

記

1 負担を求めようとする額	
2 おける土地の所在、地番、地目及び面積	
3 費用負担を求めようとする土地の取得に要すべき費用の額	
4 同上の費用の額の積算基礎	
5 土地の用途	
6 添付図書	① 工事完了公告時において、費用負担に係る土地を所有していたことを証する書類 ② 当該土地の位置及び区域を明示する図書

- (注) 1 協議申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 この申出書は、法第36条第3項の規定による工事完了公告の日から3箇月以内に提出すること。
- 3 土地の用途は、令第32条に掲げる区分により記入すること。

第21号様式（第14条関係）

建築物の特例許可申請書

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により建築の許可を申請します。 白河市長 年 月 日 住 所 許可申請者 氏 名					
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号				
建築しようとする土地	所在地番				
	地 目		面 積	m ²	
建 築 物 の 用 途					
建築しようとする建築物	敷地面積	建築面積	延面積	階 級	構 造
	m ²	m ²	m ²		
建築着手予定年月日	年 月 日				

- (注) 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物の用途欄は、「住宅」、「工場」、「事務所」、「店舗」等具体的に記載すること。
- 3 この申請書には、付近見取図、現況図又は現況写真、建物配置図及び建物立平面図を添付すること。
- 4 建築しなければならない理由書を添付すること。

第22号様式（第15条関係）

予定建築物等以外の建築等許可申請書

<p style="text-align: center;">都市計画法第42条第1項ただし書の規定により</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 建築物 特定工作物 </div> の <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 新築 改築 用途の変更 新設 </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">の許可を申請します。</p> <p style="margin-top: 20px;">白河市長</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px; text-align: center;">住所 許可申請者 氏名</p>			
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 工事完了公告年月日	年 月 日		
3 許可申請に係る土地の所在			
4 許可申請に係る土地の地目及び面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">地目</td> <td style="width: 40%; padding: 5px; text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	地目	m ²
地目	m ²		
5 予定建築物等の用途、面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">用途</td> <td style="width: 40%; padding: 5px; text-align: right;">m²</td> </tr> </table>	用途	m ²
用途	m ²		
6 開発許可を受けた際の建築物等の用途			
7 建築等着手予定年月日	年 月 日		
8 建築等完了予定年月日	年 月 日		

- (注) 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「建築物等の用途」欄は、「工場」、「住宅」、「事務所」、「店舗」等具体的に記載すること。
- 3 この申請書には、付近見取図、現況図又は現況写真、建物配置図及び建物立平面図を添付すること。
- 4 建築等しなければならない理由書を添付すること。

第23号様式（第16条関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

都市計画法第42条第2項の規定により（建築物）の（新築）の許可 （特定工作物）の（改築）の許可 （用途の変更）の許可 （新設）の許可 を申請します。 白河市長 年 月 日 住 所 協議者 氏 名		
1 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2 工事完了公告年月日	年 月 日	
3 許可申請に係る土地の所在		
4 許可申請に係る土地の地目及び面積	地目	m ²
5 予定建築物等の用途及び面積	用途	m ²
6 開発許可を受けた際の建築物等の用途		
7 建築等着手予定年月日	年 月 日	
8 建築等完了予定年月日	年 月 日	

- (注) 1 「建築物等の用途」欄は、「工場」、「住宅」、「事務所」、「店舗」等具体的に記載すること。
- 2 この協議書には、付近見取図、現況図又は現況写真、建物配置図及び建物立平面図を添付すること。
- 3 建築等しなければならない理由書を添付すること。

第24号様式（第18条関係）

地位の承継承認申請書

都市計画法第45条の規定により、地位の承継承認を申請します。	
白河市長	
年 月 日	
住所 承認申請者 氏 名	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
被承継人の住所氏名	
土地の所有権等を 取得した年月日	年 月 日
承 継 の 理 由	
工事施行者の住所氏名	

- (注) 1 承認申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 この申請書には土地の売買契約書等所有権その他工事施行に関する権限を承継したことを証する書類を添付すること。
- 3 開発区域が1ヘクタール以上の自己用及び自己用以外の場合は、承継しようとする者の資力及び信用に関する調書を添付すること。

第25号様式（第19条関係）

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書 年 月 日 白河市長 <div style="text-align: right;"> 住 所 交付申請者 氏 名 </div> <p>建築基準法第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による確認を申請したいので、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。</p>			
建築（建設）敷地の 所在・地番・地目・地積	地目	地積	m ²
該 当 条 文	都市計画法 <input type="checkbox"/> 第29条 <input type="checkbox"/> 第35条の2 <input type="checkbox"/> 第37条 <input type="checkbox"/> 第41条 <input type="checkbox"/> 第42条 <input type="checkbox"/> 第53条		
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 非線引都市計画区域	用途地域	
開 発 許 可 等 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	第 号 () 第 号 () 第 号 ()	
都 市 計 画 法 第 4 1 条 に よ る 制 限 の 内 容			
建築（建設）計画の概要	開 発 行 為	有 無 (m ²)	
	用 途	敷 地 面 積	m ²
	工 事 の 種 別	建 築 面 積 (築 造 面 積)	m ²
	そ の 他		
※上記の建築計画については、都市計画法の規定に適合することを証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 証明者 白河市長 </div>			

- (注) 1 交付申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築確認申請書第1面から第6面の写し及び都市計画法の規定に適合していることを確認する書類（位置図（縮尺を問わない）、登記事項証明書及び公図（写し可）、配置図、平面図、立面図）を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 申請書は2部提出すること。
- 5 申請手数料として470円を納付すること。